

山口県報

令和3年
5月21日
(金曜日)

目次

- 規則
食品衛生法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………一
- 告示
指定代理納付者の指定(税務課)……………二
蔵入の収納の事務の委託(税務課)……………三
保安林指定の解除(周防大島町)(森林整備課)……………三
保安林の指定(阿武町)(森林整備課)……………三
道路の位置の指定(建築指導課)……………四
- 公告
公共測量の実施の終了(監理課)……………四
公安委公告……………四
契約の締結……………四

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年五月二十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第六十二号

食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

食品衛生法施行細則(昭和四十八年山口県規則第十号)の一部を次のように改正す

る。

第八条中「(別記第五号様式)」を削る。
第九条中「別表第一の一の表三の項第一号イ」を「別表第一の二の項第六号イ及び別表第二の九の項第七号ロ」に改める。

第十一条第一項中「第五十二条第一項」を「第五十五条第一項」に改め、「(別記第六号様式)」を削り、「第七号まで、第九号から第十二号まで、第十四号から第十七号まで、第十九号から第二十二号まで及び第二十五号から第三十三号」を「第九号まで、第十一号、第十二号、第十四号、第十六号から第十八号まで及び第二十号から第三十一号」に、「営業所」を「施設」に、「及び第二号」を「、第二号及び第四号」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 施設の構造及び設備の配置を示す図面
第十一条第一項第四号中「水道水」を「水道事業等により供給される水」に改め、同条第二項中「(別記第六号様式)」を削る。

第十一条の二の見出し中「許可営業者」を「許可営業者等」に改め、同条中「第五十三条第二項」を「第五十六条第二項」に、「許可営業者地位承継届(別記第七号様式)」を「地位承継届」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第五十七条第二項において準用する法第五十六条第二項の規定による届出をしようとする者は、地位承継届に施行規則第六十八条第二項、第六十九条第二項又は第七十条第二項に規定する書類を添えて当該届出をしようとする者の施設の所在地を管轄する保健所の長に提出しなければならない。

第十一条の二を第十一条の三とし、第十一条の次に次の一条を加える。

(営業の届出)

第十一条の二 法第五十七条第一項の規定による届出をしようとする者は、営業届に次に掲げる書類を添えて当該届出をしようとする者の施設の所在地を管轄する保健所の長に提出しなければならない。ただし、第一号、第二号及び第四号に掲げる書類については、同項の届出をした者(以下「届出営業者」という。)から当該営業を譲り受ける場合であつて、当該届出営業者が提出している当該書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

- 一 施設の付近の見取図
 - 二 施設の構造及び設備の配置を示す図面
 - 三 製造の方法に関する書面
 - 四 水道事業等により供給される水以外の水を使用する場合にあつては、当該使用水の水质検査成績書の写し
- 第十二条第一項中「(別記第八号様式)」を「(別記第五号様式)」に、「自動販売機に

よる固定営業」を「政令第三十五条第二号に掲げる営業」に、「別記第八号様式の二」を「別記第六号様式」に改め、同条第二項中「営業所」を「施設」に、「自動販売機による固定営業」を「政令第三十五条第二号に掲げる営業」に、「自動販売機の」を「施設の」に、「はり付ける」を「貼り付ける」に改める。

第十三条を次のように改める。

第十三条 削除

第十四条の見出し中「営業許可」を「営業許可等」に改め、同条中「当該営業許可に係る申請事項を変更した日から十日以内に」及び「(別記第十号様式)」を削り、同条に次の一項を加える。

2 届出営業者は、施行規則第七十一条の規定による届出をしようとするときは、営業届出事項変更届を当該届出営業者の施設の所在地を管轄する保健所の長に提出しなければならぬ。この場合において、当該届出が製造の方法の変更に係るものであるときは、第十一条の二第三号に掲げる書類を添えなければならない。

第十四条の二第一項中「別記第十号様式の二」を「別記第七号様式」に改める。

第十五条及び第十六条を次のように改める。

(許可営業等の廃止の届出)

第十五条 許可営業者は、施行規則第七十一条の二に規定する事情が生じたときは、許可営業廃止届に食品衛生許可証等を添えて知事に提出しなければならない。

2 届出営業者は、施行規則第七十一条の二に規定する事情が生じたときは、届出営業廃止届を当該届出営業者の施設の所在地を管轄する保健所の長に提出しなければならない。

(食品等の回収の届出)

第十六条 法第五十八条第一項の規定による届出をしようとする者は、自主回収届を当該届出をしようとする者の施設の所在地を管轄する保健所の長に提出しなければならない。

第十七条及び第十八条を削る。

第十九条中「営業所」を「施設」に改め、同条を第十七条とし、同条の次に次の二条を加える。

(電磁的方法による提出)

第十八条 この規則の規定(第六条第一項及び第十四条の二第一項の規定を除く。)による書類及びその添付書類(以下「書類等」という。)の提出については、当該書類等が電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)で作成されている場合には、電磁的方法(提出をしようとする者の使用

に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるものをいう。)をもつて行うことができる。この場合においては、第十七条の規定は、適用しない。

(その他)

第十九条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

別記第五号様式から別記第七号様式までを削る。

別記第八号様式中「~~...~~」を「~~...~~」に改め、「(蓋印)」を削り、「~~...~~」を「~~...~~」に改め、同様式を別記第五号様式とする。

別記第八号様式の二中「~~...~~」を「~~...~~」に改め、同様式を別記第六号様式とする。

別記第九号様式及び別記第十号様式を削り、別記第十号様式の二を別記第七号様式とする。

別記第十一号様式から別記第十三号様式までを削る。

附則

この規則は、令和三年六月一日から施行する。



山口県告示第百七十九号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二第六項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和三年五月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 指定代理納付者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
 - SBペイメントサービス株式会社 東京都港区東新橋一丁目九番二号
 - PayPay株式会社 東京都千代田区紀尾井町一番三号
 - 株式会社やまぎんカード 下関市細江町二丁目二番一号
 - 株式会社トラストバンク 東京都渋谷区渋谷二丁目二四番二二号
- 二 指定代理納付者に納付させる歳入

つながらる。やまぐち応援寄附金（インターネットを利用して納付されるものに限る。）
三 指定の期間
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間

山口県告示第百八十号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和三年五月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 委託に係る取扱歳入金の種類
つながらる。やまぐち応援寄附金（インターネットを利用して納付されるものに限る。）

二 委託を受けた者の名称及び所在地
株式会社さとふる 東京都中央区京橋二丁目二番一号
株式会社トラストバンク 東京都渋谷区渋谷二丁目二四番二二号
三 委託の期間
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日までの間

山口県告示第百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

令和三年五月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 解除に係る保安林の所在場所
大島郡周防大島町大字西方字波戸ノ上一一八三の八
二 保安林として指定された目的
魚つき
三 解除の理由
道路用地とするため

山口県告示第百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

令和三年五月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 保安林の所在場所

阿武郡阿武町大字宇田字友谷九三一、九三一の一、九三二、九三三、字三百一〇六九六の一、一〇六九六の一八、一〇六九六の一九、一〇六九六の二二、字水穴一〇六九九の一、一〇六九九の二、一〇六九九の四から一〇六九九の一〇まで、一一三八九の二、字葛籠石ヶ迫一〇七〇七の二、字牛落一〇七三六の二から一〇七三六の五まで、一〇七四九の二、一〇七四九の七、字仏坂一〇七五〇の一、一〇七五〇の二、一〇七五〇の四、一〇七五〇の五、字石ヶ迫一〇七七一の九、一〇七七一の二五、一〇七七一の二七、一〇七七一の三三、一一三八八、字南方一〇八四五の一、一〇八四五の三、字穂畑一八三五、一八三六、一一五五三、字神外一〇八七五の二、一〇八七五の八、一〇八七五の一〇、一〇八七五の一、字樋ノ口一〇九三二の一、字大松一〇九三五の一、字引明一〇九三六の一、一〇九三八、字白戸一〇九三七の一、一〇九三七の二、一〇九三七の四、一〇九三七の九、一〇九三七の一、一〇九三七の二三、一〇九三七の一五、字志田尾一〇九三七の六、一〇九三七の七、字大松北平一〇九五四の二から一〇九五四の四まで、一〇九五四の六、字南迫一〇九五四の八、一〇九五四の九、字火ノ平一〇九五五、字神宮一〇九五五の一

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、阿武町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び阿武

町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第百八十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

令和三年五月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

| | | | |
|---------------------------|--------------|--------------|--------------|
| 地名及び番地 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 指定年月日 |
| 下松市南花岡二丁目一八四五の一四及び一八四六の一三 | 四・五 | 三九・三 | 令和三、 四、一三 |



(一四二) 公共測量の実施の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和三年五月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 作業の種類
公共測量（道路台帳図データ作成）
- 二 作業の地域
下関市垢田町四丁目、一の宮町三丁目、武久町一丁目、松屋上町一丁目、松屋本町四丁目、大字綾羅木、豊浦町大字川棚、豊田町大字殿敷、豊北町大字阿川、豊北町大字栗野、豊北町大字神田上、豊北町大字滝部及び豊北町大字田耕
- 三 作業の期間
令和二年七月九日から令和三年三月二十六日まで

公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

令和三年五月二十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号

二 契約に係る物品等の名称及び予定数量

| | |
|----------------|-----------|
| 運転免許証用ICカード | 二十二万三千二百枚 |
| 運転経歴証明書用カードベース | 五千百枚 |
| 運転免許証作成用インクリボン | 百十四箱 |

三 契約の相手方を決定した手続

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和三年四月一日

五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地

株式会社DNPアイディシステム 東京都新宿区新宿四丁目三番一七号

六 契約金額

| | |
|----------------|-------------------|
| 運転免許証用ICカード | 九百枚当たり三十一万七千七百九十円 |
| 運転経歴証明書用カードベース | 三百枚当たり十万五千六百円 |
| 運転免許証作成用インクリボン | 一箱当たり十五万四千元 |

七 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令

八 第三百七十二号) 第十一条第一項第一号に該当するため
契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政

令和三年五月二十一日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事庁